

板橋区一時保育事業の利用者負担軽減事業要綱

(令和 7 年 4 月 1 日区長決定)

(令和 7 年 9 月 1 6 日区長決定) 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、所得の低い世帯、支援が必要な児童がいる世帯等における児童の一時保育事業(児童福祉法施行規則(昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号)第 1 条の 8 に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。)の利用者負担軽減事業の実施に当たり必要な事項を定め、一時保育事業の利用の促進を図り、もって児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)、児童福祉法施行令(昭和 2 3 年政令第 7 4 号)で使用する用語の例による。

(対象事業)

第 3 条 この要綱の対象となる事業は、東京都板橋区立保育所条例(昭和 3 6 年板橋区条例第 1 5 号)第 5 条第 3 号に規定する事業、板橋区一時保育事業費助成要綱(平成 1 7 年 1 0 月 1 2 日区長決定)に定める一般型及び余裕活用型とする。

(対象者)

第 4 条 板橋区一時保育事業の利用者負担軽減事業の対象者(以下「対象者」という。)は、保育所等を利用していない家庭に属する保護者であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 保護者及びその養育している児童(以下、「児童」という。)が、一時保育利用日時時点で区内に在住していること。
- (2) 児童が、前条に定める対象事業の一時保育事業を利用したこと。
- (3) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。

ア 一時保育事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による区市町村民税を課されない者である場合(アに掲げる場合を除く。)

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による区市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 万 7,101 円未満である場合(ア及びイに掲げる場合

を除く。)

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他区長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、区長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育状況等を踏まえ、前条に定める対象事業の利用を促した者であって、一時保育事業に係る利用者負担を軽減することが適当と認められる場合（アからウに掲げる場合を除く。）

（補助基準額）

第5条 補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、対象者が一時保育事業を利用した金額が補助基準額に満たない場合、利用した金額を補助上限とする。

- （1）第4条第3号アに定める対象者 児童1人当たり日額 3,000 円
- （2）第4条第3号イに定める対象者 児童1人当たり日額 2,400 円
- （3）第4条第3号ウに定める対象者 児童1人当たり日額 2,100 円
- （4）第4条第3号エに定める対象者 児童1人当たり日額 1,500 円

（一時保育利用者負担軽減の請求）

第6条 一時保育利用者負担軽減費の支給を受けようとする対象者は、別に定める日までに一時保育利用者負担軽減事業請求書に必要書類を添付して区長に請求しなければならない。

（交付決定通知）

第7条 区長は、前条の規定に基づく請求を受けたときは、提出された書類を審査したうえで、適当と認められる場合は交付決定通知書により、不適当と認められる場合は不交付決定通知書により、それぞれ請求者に通知するものとする。

（支給）

第8条 区長は、前条の規定により交付の決定の受けた者（以下「交付決定者」という。）について、速やかに一時保育利用者負担軽減費を支給する。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽り、その他不正な手段により一時保育利用者負担軽減費の支給を受けたとき。
- （2）その他区長が不適当と認めたとき。

(返還)

第10条 区長は、交付決定者が前条に定める事由に該当する場合であつて、当該交付決定者に一時保育利用者負担軽減費を支給しているときは、既に支給した一時保育利用者負担軽減費のうち当該取消しに係る部分の額の返還を命ずるものとする。

(留意事項)

第11条 第4条第3号イ及びウに定める対象者を決定するための区市町村民税及び区市町村民税所得割合算額の判定の時期は保育所等の保育料と同様、当該年度の4月から8月までは前年度の区市町村民税により、9月以降は当該年度の区市町村民税により判定する。

- 2 板橋区施設等利用費の支払いに関する要綱（令和元年9月12日区長決定）の支給を受ける場合は、板橋区施設等利用費の支払いの支給を優先して受けること。それでもなお、保護者負担額が生じる場合には、一時保育利用者負担軽減の支給対象となる。

(様式)

第12条 この要綱の施行について、必要な様式は子ども家庭部長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は区長決定の日から施行する。

- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に利用する一時保育利用者負担軽減費に係る請求について適用し、同日前に利用する一時保育利用者負担軽減費に係る請求については、なお従前の例による。